

しない！させない！見逃さない！ 廃棄物の不法投棄・野外焼却

～ 12 月は、不法投棄等防止啓発月間です。～

- ◎何人も、みだりに廃棄物を捨てたり、野外焼却を行ったりはしてはいけません。
- ◎自分の土地に廃棄物をみだりに捨てた場合でも不法投棄になります。
- ◎このような行為は、廃棄物処理法違反で罰せられることがあります。

建設廃材や粗大ごみといった様々な廃棄物を山林などの人目につきにくい場所に不法投棄したりする事例が発生しています。また、「野外焼却」（いわゆる野焼き）も廃棄物処理法で禁止されていますが、一向に後を絶ちません。

廃棄物処理法の規定では、次のような場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（またはこの併科）に処せられます。

- みだりに廃棄物を捨てた場合
- 廃棄物を焼却した場合（たき火やどんど焼きなど、法令で定められた方法や公益上または社会の慣習上やむを得ない場合を除く）
- 法令で定められた方法によらずに、指定有害廃棄物「硫酸ピッチ」を保管、収集、運搬または処分した場合

私たちの郷土である美しい福井の自然と生活環境を守るために、県では監視パトロールや監視カメラの設置を通じて、不法投棄をさせない環境づくりに取り組んでいます。さらに町民一人一人が監視役となることで、廃棄物の不法投棄や悪質な野外焼却を防ぎ、住みやすい生活環境をつくっていきましょう。

また、家庭で不要になった家電は、家電リサイクル法に基づき家電小売店に引き取ってもらうなど、適正に処分しましょう。

廃棄物の不法投棄や野外焼却を見つけたときは、下記の不法投棄 110 番や丹南健康福祉センター、警察署、建設整備課に通報してください。

■問合せ 不法投棄 110 番 Tel 0776-20-0584 丹南健康福祉センター Tel 51-0034
越前警察署 Tel 24-0110 建設整備課 ☎ 47-8003



河川に油類を流さないよう
ご協力をお願いします！

日野川地区水道管理事務所では、日野川（八乙女取水口）から河川水を取水し、最新設備により水道水をつくり、南越前町をはじめとした3市2町に供給しています。冬季になると暖房で灯油などを使用する機会が増えますので、油類の漏えいには特に注意してください。油類が流入すると浄水処理に大きな負担がかかります。日野川の水をきれいに保てるよう皆様のご協力をお願いします。

また、誤って油などが川へ流れた場合には、すぐ当事務所までご連絡ください。

古くなった灯油等は購入店で回収してもらい、河川等へ廃棄しないでください。
灯油等の給油や小分け作業中は、その場を離れず、目を離さず、こぼさないようにしてください。

■問合せ
福井県日野川地区
水道管理事務所
Tel 22-0301
(24時間駐在)



北朝鮮人権侵害問題啓発週間

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるために、法務省では、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。